

考えながら学ぶ違反処理法学 [第28回]

－迷ったときの違反処理ナビ Q & A－

違反処理研究会

《Q214》消防法第12条第1項の製造所等の基準維持義務は、規定の文言どおり位置、構造、設備の技術基準に適合することを意味するもので、許可と同一の状態を維持することを求めるものではないと考えますが、それでは技術基準に適合していれば、許可時の状態に合っていないくとも法的に支障がないと理解して差し支えないのでしょうか。

《愛媛県S市消防本部 予防課 M・Nさん》



A 必ずしも許可のときの状態を維持しなければならないという直接の義務規定はないが、従来からの状態と比べて製造所等の位置、構造、設備

に係る技術基準への適合性を審査し直す必要がある変更の場合には、たとえそれが技術基準に適合した変更であっても、許可を受けなければ無許可変更として規制される。

【ヒント】危険物規制上、既に許可を受けている状態を維持しなければならないという規定は見当たりません。消防法第11条第1項は、製造所等の位置、構造、設備を変更するときに変更許可を受けるものとしていますが、同条第2項で位置、構造、設備が政令で定める技術上の基準に適合していれば許可しなければならないと規定されていることに照らしますと、変更許可を受けなければならない製造所等の変更というのは、位置、構造、設備に係る技術上の基準への適合性を審査し直す必要がある変更の場合だと考えられます。したがって、位置、構造、設備の技術上の基準への適合性を審査し直す必要がない変更の場合には、変更許可自体を受ける必要はありませんし、既に受けていた許可の状態を維持していなくとも法的な規制を受けることはないのです。

一方、消防法第12条第1項の規定は、製造所等の位置、構造、設備を政令で定める技術上の基準に適合するように維持する義務を課しているもので、許可を受けた状態を維持しなければならないことを求めていることは明確です。したがって、先述のとおり製造所等の位置、構造、設備に係る技術基準への適合性を審査し直す必要がある変更の場合には、変更許可を受けることを要求されますし、位

置、構造、設備の技術基準に適合しない状態に至っている場合には、消防法第12条第2項の措置命令で改善させることを予定されているのです。

要するに、必ずしも許可のときの状態を維持しなければならないという訳ではありませんが、従来の状態と比較して製造所等の位置、構造、設備に係る技術上の基準への適合性を審査し直す必要がある変更の場合には、たとえそれが技術基準に適合している内容の変更であったとしても、予め許可を受けていなければ無許可変更として規制されることになるのです。

《Q215》消防法第12条の7第1項の規定に違反して危険物保安統括管理者を選任していないときには、指定施設だけでなく事業所内の全ての製造所等が消防法第12条の2第2項の使用停止命令の対象であると考えられているようですが、現にこうした運用をしなければならないのでしょうか。

《愛媛県S市消防本部 予防課 M・Nさん》



A 必ずしも全ての製造所等を使用停止させる必要はなく、比例原則を考慮してどの製造所等の使用停止を求めるか市町村長等が安全確保に向けた

合理的な判断をすれば足りる。

【ヒント】先ず、危険物保安統括管理者を選任していないときの使用停止命令についてどういう見解があるのか見ておきますと、「使用停止命令の対象となる製造所等は、指定施設のみならず、対象事業所内にある全ての製造所等である。」(逐条解説消防法第三版304頁)というのがあります。この見解は、一応、使用停止の対象にできる製造所等は対象事業所内の全ての製造所等だといっているだけで、必ず事業所内の全ての製造所等の使用を止めさせるべきだといっている訳ではないと思います。つまり、使用停止命令というのは、相手方に対して重大な侵害を加える行政処分ですから、当然のこととして規制に当たっては比例原則を考慮しなければなりません。そうしますと、保安上必要な範囲で対象事業所内の製造所等についてその使用を止めさせれば十分だということになってきます。